



9月28日、安倍首相は臨時国会冒頭に審議もせずに、突然、衆議院を解散した。「森友・加計問題」の真相解明回避を目的にしていることは明らかである。本人は「国難突破解散」と称しているが、安倍首相の本質が、民主主義を圧殺する「極右・強権的手法—欺瞞と恫喝」であることを考えれば、「嘘と脅し」の思いをタイトルに込めたことはよく分かる。実際、9月20日の国連総会での演説では、「必要なのは対話ではない、圧力だ」、「米国の立場を一貫して支持する」との、危険で驚くべき発言をしている。本来ならば、平和憲法を持つ日本こそ、米国と北朝鮮との対話を促せる立場にあるはずである。乱暴な発言と知性の無さで朝鮮半島に有事を招きかねないと、世界の人々を大いに心配させているトランプに率先して同調し、安倍自身の愚かさを世界中に宣伝し、「国際危機」を煽っていることを認識すべきである。

アラートで脅かしたり、連日、選挙演説で繰り返し戦争の脅威を煽ったりと、必要以上の恐怖感を駆り立て、まさに、1920~30年代にナチスドイツによって多用された「嘘と脅しの上に強権的」と言われる手法を実践している。今回の「自己都合解散」をうけて衆議院戦が展開されており、自民党の選挙公約には、「憲法に自衛隊」、「緊急事態条項」等が明記されている。一方、安倍首相と同じ「世界観・極右思想」を共有する小池百合子が「希望の党」を立ち上げ、民進党を分断し、右翼再編を目指している。選挙後には改憲勢力の一翼を担うことは十分予想される。10月22日の選挙には、はっきりと改憲勢力との対立軸を見極めて、憲法を遵守し9条をまもる候補者を選択することが肝要である。

72年前の8月、この月には6日、9日、15日と、人類史に残る大きな出来事が起こっている。先月、9月20日、ニューヨーク国連本部の会議室では、「核兵器禁止国際条約」が発効され、50カ国以上が署名している。日本政府は唯一の被爆国でありながら、核兵器禁止国際条約に反対を表明しており、署名式にも欠席した。

禁止条約発効に先立つ、8月6日と9日に、それぞれ広島と長崎で開催された式典には安倍首相も出席しており、恒例の挨拶を行なっている。9日、長崎市での平和祈念式典後に被爆者団体からの要望書が首相に手渡された際、被爆者連絡協議会議長を務める川野浩一さんから、「あなたはどこの国の総理ですか」、「ヒバクシャの願いがようやく実り、核兵器禁止条約ができた。私たちは心から喜んでます。私たちをあなたは見捨てるのですか」と迫っている映像がTVニュースで放映されていた。6日、広島市式典後の被爆者との懇親会でも、安倍首相はあからさまに核兵器禁止条約に反対の意思を伝えている。北朝鮮の核兵器保有強行と米国大統領の対応を見るとき、核攻撃の危険が現実的な問題として起こっている。日本政府は一刻も早く「核の傘」の呪縛から脱却し、「核兵器禁止国際条約」に署名すべきである。

## “安倍首相と核の傘”

### 広島式典における欺瞞

高松邦夫 (研・学9条の会、KEK九条の会)

2017年8月、広島式典で安倍首相はその挨拶において核兵器禁止国際条約に触れることを避けた。「真に《核兵器のない世界》を実現するためには、核兵器国と非核兵器国双方の参画が必要です」と述べるに留めている。その式典後、広島市長が主催した被爆者との懇談会席上、核兵器禁止条約について、「核保有国と非核保有国の立場の隔たりを深め、核兵器のない世界の実現をかえって遠ざける」と述べたと伝える。条約に背を向け、条約参加を拒否した。

どのような考えの持ち主であるのか、改めて疑うことになるが、誤りなく推察できることは、自身が核保有国の指導者と同列にあることを強く盲信していることであろう。そして、問わず語りに、核の傘下にある国が核兵器に直接依存していることによって核保有国と同等であることを顕わに語って見せたことであろう。これらの事に併せ、一年前、広島式典に前後して首相が見せたことを思い起した。

当時の米国大統領オバマ氏が“核先制攻撃不使用”宣言を考慮していることに、安倍首相が米軍の複数高官に、ひそかに、反対の意向を伝えていたことを

ワシントンポスト紙の記事(2016年8月15日)が暴いた。(そして、ニューヨークタイムズ紙(9月6日)はオバマ氏が宣言を断念したことを伝えている)。これらの記事には二重に驚かされた。核先制攻撃不使用を拒否することは世界の核武装を一層激化し、核廃絶を拒否することである。核先制攻撃不使用の約束が、直ちに、核不使用につながり、核廃絶につながるわけでは、勿論、ない。しかし、核保有国が為すことのできる、或いは、為さねばならないであろう最低限の国際的約束である。首相はそれすらも否定した。今も続けられている核抑止論の欺瞞を如実に示している。

他の一つは、それが日本国民に隠れて、密かに、行われたことによる。そして、それが国外から暴かれたことによる。戦後、為政者の行ってきた対米密約に、十分過ぎるまでに遭遇し、それを知る度に抗議してきた日本国民である。またしても国の内外を使い分け、欺く為政者の行為を許すことができない。密かに米国に伝えた僅か二週間後の式典では『核兵器のない世界』に向けて努力を重ねることを、不誠実にも、臆面もなく述べた。

核廃絶に関わって、日本国民に対して同様の図式になる欺瞞を、厳粛な式典を前にして、毎年示している。このように不誠実な指導者を持つ国民は真に不幸である。

(2017年8月7日)

**軍学共同反対連絡会の緊急声明 (2017年9月7日)**

手島昌己 (研・学9条の会、KEK九条の会)

軍学共同反対連絡会は、2017年度の防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」の採択結果が発表されたことを受けて、その分析と課題をまとめた緊急声明を発表しました。軍学共同反対連絡会のホームページに掲載された緊急声明概要のポイントは次の通りです。

予算が16倍(110億円)に激増する中、応募・採択状況に注目が集まる

□ 応募総数は、昨年44件 → 今年104件と2倍強に増加したが、日本学術会議の新声明の影響は明らかであり、大学からの応募は昨年(23件)並み(22件)にとどまる → 採択はゼロ。ただし、他の採択課題5件の「分担研究機関」に大学が加わる(大学名未公表)

□ 公的研究機関からの応募は、昨年11件 → 今年27件と増加 → 採択は5件

□ 企業からの応募が、昨年10件 → 今年55件と著しく増加 → 採択は9件

今回の採択結果により、私たちは、

■ 防衛装備庁と企業が結びついて「軍産連携」があからさまに強化された

■ 大学や公的研究機関には、企業と「産学共同」の形で防衛庁からの資金が流れ込む危険性が大

■ その結果として、「軍産学複合体」の形成が懸念されることを指摘しました。

私たちは今後も各大学や学協会、市民との連携を深めながら、「分担研究機関」となった大学に抗議するなど、「二度と戦争協力の科学を行わせない」ための訴えやはたらきかけを広く行っていく予定です。

		2015年度	2016年度	2017年度		
				総数	タイプA, B	タイプS
大学	応募	58	23	22	21	1
	採択	4	5	0	0 (1)*	0 (4)*
公的研究機関	応募	22	11	27	22	5
	採択	3	2	5	3	2
企業等	応募	29	10	55	43	12
	採択	2	3	9	5	4
総計	応募	109	44	104	86	18
	採択	9	10	14	8	6

\* ( )は研究分担研究機関として登録されている大学数

緊急声明の全文は以下の軍学共同反対連絡会のホームページで閲覧できます。  
<http://no-military-research.jp/>

～前号(研・学9条ニュース56号)に引き続き、安全保障、自衛等についての論考、第11部を掲載します。～

**第21回対話集会の議論について(続)**

高松邦夫 (研・学9条の会、KEK九条の会)

軍事研究の問題は、当然、戦争に関わって国家の安全保障、自衛、更に、国家とはという問題に発展する。この稿は第11部として国家の安全保障等の問題に言及する。考えが広範に亘り、従って、多様な議論が当然予想される。限られた小論で性急に結論を求めたり、いたずらに議論を分けたりするつもりは決していないことを記しておく。

**II. 安全保障、自衛、国家、そして、日本国憲法**

第一次大戦後、国際社会は国際連盟を誕生させた。この組織が戦後の国際社会の経営にあたって、経済的な復興と共に、世界平和に寄与することが強く期待されたが、制度の不十分さから、とりわけ意思決定と警察力の弱さから十分に機能できなかったのは歴史の教えるところである。その反省が第二次大戦後の国際連合組織の基礎となり、その国連憲章において、総会(第4章)・安全保障理事会(第5章)・紛争の解決(第6および第7章)そして、国際司法裁判所(第3章)他を設けた。これらが、その後万全の機能を発揮しているとはとてもいい難いであろうが、国際的な集団安全保障にとって不可欠の役割をこれまで担ってき、また、今後も担うであろうことをだれ

も否定できない。国連に加えて、地域的な集団安全保障が、世界平和にとって、機能していることも重要である。

国連憲章の第51条に加盟国が個別的自衛権および集団的自衛権の固有の権利を持つことを記している。これをもって、我が国の再軍備を支持する人々にとって、自衛権ひいては自衛のための武力保有の、一つの、論拠と使っているが、第51条にあって、それらは国連安保理が対応を採るまでの過渡的措置として記されているのであって、加盟国が軍備を必要とする論拠に用いることは行き過ぎた対応となる。我が国が現行憲法の下で国連に加盟していることには、全く、問題がなく、むしろ軍備を持たない世界の数か国と共に、世界平和にとって最も先進的な体制を示し、且つ、役割を果たすと評されるものである。日本国憲法前文は、この点から、極めて重要な宣誓である。

国際連合に依拠して国の安全保障を担保することを述べた。安全保障理事会がそのカギを握る。これが十分機能しているか否か問われなければならない。安保理常任理事国の拒否権が制度化(第27条)されているが、この功罪について総括が必要であろう。第2次大戦の戦後処理の知恵として生まれたこの制度はいずれ止揚されるべきものでないかと思える。又、最終的に国連の意思を決定するのは総会であるが、総会の代議員は当該国

政府の推薦に抛り、代議員は時の政府の意向に強く縛られる。民主主義の観点から、拒否権と共に、考え直すべき制度でないかと思う。世界の人民による運営を目指すことが、困難な命題であるが、理想であろう。日本国憲法にあっても、“国民”と呼びならわされているものの実態は、本来、“人民”と称すべきものである。リンカーンが言った、人民の、人民による、人民のための政治、

“Government is a sacred trust of the people, the authority for which is derived from the people, the powers of which are exercised by the representatives of the people, and the benefits of which are enjoyed by the people.” は民主主義の基本である。日本国憲法の英訳版では、“国民”を“people”としている。

日本国憲法に護られて、国民について深く考えることもせず過ごしてきたが、憲法に基づいて1947年に制定した教育基本法を、第一次安倍内閣が執拗な試みの末、2006年5月強引に改定した。

そこでは前文で“伝統の継承未来を切り拓く道徳心涵養、公共の精神強調、目的で公共の精神社会発展に寄与伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する”を挙げ、一見したところ単純な追加・補正のかたちを示しながら、国を押し出し、公共の精神を強く出し、それらをドリルの歯として切り込んでくる。一方、自民改憲草案では“個人の尊厳”が消され、代わりに“国”、“祖国愛”そして公共の福祉に代わって国益が強調されている。このことは夙に指摘されていることである。安倍内閣にあって“国”なる概念は“郷土愛”で偽装しながら、われわれが日常に考える、個人がつくる社会集団と異なり、“国益”を押し立て統制を図る。その招来するものが何であるか戦前・戦中を経験した方々なら肌で判かり、そうでなくても、戦後に生活したうえで歴史に知ることである。

市民社会生活を護ることが、国を守ることにすり替えられ、それが更に国益擁護にすり替え得ら、そのための自衛が語られる。その自衛に絡んで“自衛のための武器”の必要性和そのための開発を必要とする考えがあることを先に記した。古来武器において自衛のためのみと称して機能した武器はない。武器は、すべて、破壊と殺人の道具である。最近AIと称して無人機攻撃が大手を振って行われている。古くからロボットによる戦争が夢想され、アニメに描かれてきた。人が直接関与しないことで倫理の関が低く感じられている。しかし、相手を殺傷・破壊する結果に変わりはなく、倫理観喪失の分だけ一層危険で、怖ろしい。兵器開発の行き着く先は大量破壊・大量殺りくである。そして、それは先制攻撃を必然的に伴う。原子爆弾が、その桁違いの威力のゆえに、抑止力の決め手のように考えられ、前世紀から核保有大国が基本的戦略に位置付けてきた。それら大国が、しかし、先制攻撃核不使用宣言にいずれも拒否を示し、一方で、核による先制攻撃の恐怖に怯えている。地球規模の大量破壊・大量殺戮の核兵器は兵器開発の行き着く先の典型を示す。核抑止力という考えの破綻は広く指摘されてきたことは既によく知られていることである。自衛のための兵器という概念は、

戦争が有する本質として、存在し得ない。自衛のための兵器開発という幻想は捨て去られなければならない。大量破壊・大量殺戮に至る兵器開発には、何れの形であっても、手を染めてはならないという決意を、どのような状況にあっても、失うことができない。

軍関係研究資金に応募するにあたって、『デュアルユース』の概念を用いて免罪符にする議論がある。本稿の最後になるが述べる。

軍事研究であってもその成果が軍用だけでなく民生利用に役立てば、或いは、どのような研究資金であれそれがたとえ軍関係資金だとしても、そこから生まれた研究成果だけを見れば民生にも役立つことが、勿論、ある。これをデュアルユースの効用として宣伝している。学術会議会長は検討委員会発足時点からそのような意見を新聞に発表していた。氏と同じように安倍首相の私的諮問機関、科学技術委イノベーション会議のメンバーを務める物質材料研究機構(つくば)の理事長は機構の研究員に対して、デュアルユースであるから思い煩うことなく防衛省研究資金に応募することを構成員に強く勧めている。軍事研究の成果が民生に転用され役立つことは、例を挙げれば数多くあり、そのことを否定する者はいない。しかし、デュアルユースの概念をこのように用いることは本末転倒で言葉の詐欺に等しい。科学技術研究における研究成果がその目的、即ち、人類の福利に役立つつもりで為し得た研究成果がその(善なる)目的に反し、人類の福利に反して(悪用)される恐れが生じる危険性の警告として、“科学研究成果のデュアルユース”と本来呼んできたものである。科学研究成果の意に反した悪用を避ける研究者の倫理規制は、特に、例えば遺伝子研究で厳しく問われてきたことは周知の事であろう。ひとり生物分野のみならず、物理工学関係では原子核エネルギー開放に発した原子爆弾開発研究で戦後厳しく問われてきた。そして、それが戦後世界的に科学・工学者の考えを強く規定してきた。我が国においては学術会議・原子力平和利用三原則に物理研究者・工学者の痛切な反省が込められた。ノーベルの発明したダイナマイトは19世紀の例である。世界的にはラッセル・アインシュタイン声明、それに賛同するパグウォッシュ会議が人類の英知のあかしとしてなった。

一方、軍事研究から発した研究が民生利用に発展した事例を挙げるに、化学・生物・医学研究一般・航空機・ロケットを含む交通運搬機関・電波探知を含む電子産業・そして情報科学等々、いとまがない。ただこれらにあって留意すべきは、軍事研究において科学・工学の原理的な発見・発明があったことは、まったく、ない。巨大な費用と巨大な資金を動員し、強力な強制力が働く下で戦いを制する目的以外すべてを犠牲にして進める開発研究に過ぎず、終局は人倫に悖り、先に述べた大量破壊・大量殺戮に行き着く。軍事研究が科学を進展させ、また、軍事研究の道を閉ざすことは科学研究を阻害するという考えは事実を見ない誤りである。

(2017年6月21日、記)

## 九条の会、「安倍9条改憲 NO! 全国市民アクション」に組織として参加!!

～戦争法反対2000万署名の経験を生かして、3000万署名達成のために署名の輪を広げましょう～

「九条の会事務局」から全国の九条の会宛に安倍改憲を阻むための呼びかけが届いています。

安倍9条改憲を阻むために全国の九条の会は立ちあげましょう

2017年9月6日

九条の会事務局

安倍首相は、日本国憲法施行70周年の5月3日、あえて挑戦するように新たな改憲の提言を行いました。今回の安倍改憲は、9条1項、2項を残しながら、新たに自衛隊保持を憲法に明記することで、9条を根本的に変質させ日本を「戦争する国」に転換しようという重大なねらいをもっています。森友、加計学園にみられる行政の私物化、自衛隊日報隠し、共謀罪法案の強行採決などとどまることを知らない悪政に対する怒りが噴出し、都議会議員選挙で安倍自民党は大敗し、その後も安倍政権は支持率の低下が続いていますが、首相は改憲を強行する決意を変えていません。憲法と日本の進路は今、戦後最大の岐路を迎えています。

安倍改憲を広範な共同で阻もうと、総がかり行動実行委員会をさらに広げ、19名の発起人の訴えに基づき「安倍9条改憲NO! 全国市民アクション」が発足し、3000万署名を軸に安倍改憲を阻む行動が呼びかけられています。

九条の会は、結成以来憲法を改変するさまざまな企てに反対する行動の先頭に立ってがんばってきましたが、共同の行動のよびかけに名前を連ねることは控えてきました。9人のよびかけで発足した九条の会の役割は、あくまで全国7000余にのぼる九条の会の交流や連絡調整に当たることにあり、その多様な活動を縛ることは避けたいという思いからでした。

しかし、安倍改憲の企てを阻むことは、2004年に九条の会が出発したそもその目的にほかなりません。そこで、会事務局は、よびかけ人と世話人の了解もいただいて、「安倍9条改憲NO! 全国市民アクション」に組織として参加し、他団体と協力して活動する決断をしました。安倍改憲を阻むため、全国市民アクションの一員として全力をあげる決意です。

この重大な局面に立って、安倍改憲を阻む大きな共同の闘いを起こすため、全国の九条の会のみなさんに、以下の3つの行動に立ち上がることを訴えます。

- 1 すべての会が、学習会を持ち、市民とともに、安倍9条改憲の危険性を改めて確認しましょう。
- 2 全国市民アクションが掲げる3000万署名を達成するために、会毎に目標をたて、戦争法廃止2000万署名の経験を生かしながら、全国津々浦々の草の根で宣伝と対話を広げ署名の輪を広げましょう。
- 3 それぞれの地域で他団体と協力し合って市民アクションを立ちあげ、安倍改憲阻止のための市民アクションの取り組みに積極的に参加し、共同の輪を広げましょう。

## 研・学9条の会『第22回講演と対話のつどい』を開催します

安倍晋三の「自己都合解散」をうけて進行中の衆議院戦では、自民党は自衛隊明記を含む憲法改正を公約の柱の一つに掲げ、さらに安倍と「極右思想」を共有する小池百合子が立ち上げた「希望の党」は選挙後には改憲勢力の一翼を担うことが予想されます。安倍9条改憲の危険がますます強まるなかで、世話人会は、次回の「第22回講演と対話のつどい」を早急に開くことを決定しました。

講師として、水戸翔合同法律事務所 (Mito Habataki Law Office) 所長の谷萩陽一氏をお迎えし、11月19日(日)、大穂交流センター・視聴覚室において開催することになりました。

詳細については、後日、お知らせします。

### 事務局より

◎ 9条の会ニュースの配布は、アドレスを登録されている方には電子メールで、それ以外の方には郵送しています。

◎ ニュースの原稿を募集しています。

これまでの賛同者数 837名

2017年9月30日現在

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。

◎ 「会」へのお問い合わせは  
安田公三 : TEL/Fax : 029-847-3884  
武田 潔 : e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp